

(2025年12月改定)

Yamaha Network Organizer 利用規約

This Yamaha Network Organizer (the “Service”) is intended for use within Japan only. Please do NOT use this Service if you or a user of the Service reside outside Japan, or if the network device is installed outside of Japan.

ヤマハ株式会社（以下「ヤマハ」）は、ヤマハが提供する Yamaha Network Organizer（以下「YNO」）の規約（以下「本規約」）を以下の通り定めます。本規約は、お客様による YNO の利用に関し適用されるものとします。本規約にご同意いただけない場合はご利用いただけません。YNO は日本国内限定のサービスです。以下のいずれかに該当する場合はご利用いただけません。

- (a) お客様が日本国外に居住する場合
- (b) YNO にて管理しようとするヤマハネットワーク機器が日本国外に設置されている場合
- (c) 日本国外に居住する方に YNO アカウントを使用させる場合

第1節 総則

➤ 第1条（用語の定義）

本規約においては、以下の用語の意味を、次のとおり定義します。

- ・ 「ヤマハネットワーク機器」とは、ヤマハ製品群（ルーター、スイッチ、ファイアウォール、無線 LAN アクセスポイント）のことをいいます。
- ・ 「YNO」とは、複数のヤマハネットワーク機器とその配下の LAN の管理を遠隔から集中管理するためのサービス、およびそのサポートの総称のことをいいます。
- ・ 「お客様」とは、ヤマハまたはヤマハの販売代理店を通じて YNO のライセンスを購入し、本規約に同意頂いた方のことをいいます。
- ・ 「ライセンス」とは、YNO の利用に対する使用許諾権のことをいいます。
- ・ 「本契約」とは、お客様が YNO のライセンスを購入する契約のことをいいます。

➤ 第2条（適用範囲）

- ・ 本規約は、お客様による YNO の利用に際し適用されます。
- ・ お客様は本規約に同意いただいたうえで YNO を利用することができます。
- ・ ヤマハは、本規約を改定、追加、および変更できるものとします。なお、本規約の改定、追加および変更については、お客様の同意を得る、または効力発生日の相当期間前までにヤマハ公式ホームページに掲載しお知らせするものとします。

第2節 利用上のご注意

➤ 第3条（本契約の成立）

お客様は YNO の利用を申し込む場合、ヤマハまたはヤマハの販売代理店が別途定める手続きに従うものとします。ヤマハまたはヤマハの販売代理店がお客様による YNO の利用に関する申し込みを承諾したときに、本契約は成立するものとします。

➤ 第4条（ライセンス）

お客様は、YNO の利用にあたり、ヤマハまたはヤマハの販売代理店より、ライセンスを別途購入するものとします。

内容は以下のとおりです。

- ・ ライセンスは、基本ライセンスと拡張ライセンスの2種類で構成されます。ライセンスの詳細については、ヤマハ製品情報ページ (<https://network.yamaha.com/>) をご参照ください。
- ・ ライセンスは、ヤマハまたはヤマハの販売代理店に申告した使用開始日後に使用可能となります。
- ・ ライセンスの終了日については、ご購入のライセンスの有効期間に準じます。
- ・ ヤマハは、ライセンスに応じた数のヤマハネットワーク機器を YNO で管理することを、お客様に許諾します。

➤ 第5条（利用時におけるファームウェアのリビジョンアップ、および発生費用）

- ・ お客様は、YNO をご利用の際に、ヤマハネットワーク機器のファームウェアを YNO 対応版へリビジョンアップする必要があります。
- ・ お客様は、ファームウェアのリビジョンアップに関しヤマハが別途定めるソフトウェアライセンス契約に従うものとします。
- ・ お客様は、ライセンスとファームウェアのダウンロード（リビジョンアップを含む）、および YNO 利用時に発生するパケット通信費用および作業費用を負担することに同意するものとします。

➤ 第6条（情報の取り扱いに関する同意）

- ・ お客様は、ヤマハが以下の情報をサポート対応およびサービスの品質向上のために利用する場合があること、また、解約後6ヶ月間サーバーに保持することを予め承諾するものとします。
 - （1） ヤマハネットワーク機器から取得した情報（ヤマハネットワーク機器の設定情報、動作状況、およびログなど）
 - （2） YNO ご利用の際に入力した情報
- ・ お客様は、ヤマハがサポート対応時にお客様の承諾を得て、ヤマハがヤマハネットワーク機器に対してコマンドを実行することもあることを予め承諾するものとします。
- ・ お客様は、ご利用後お客様からのご意見、アイデア等に基づき、ヤマハが独自に発明・考案・創作等を

行うこと、またヤマハが独自に商品化したり、サービスとして第三者に提供したりすることを予め承諾するものとします。

■第3節 責任

➤ 第7条（禁止事項）

ヤマハは、YNO の利用に際しお客様へ以下の行為を禁止するものとします。

- ・ 本規約に反する行為。
- ・ YNO をお客様の使用以外の商用、またはその他不正の目的をもって利用する行為、またはその準備を目的とする行為。
- ・ YNO への利用登録時、虚偽の事実または内容をヤマハまたはヤマハの販売代理店へ届け出る行為。
- ・ YNO に関するヤマハ、または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為また侵害の恐れがある行為。
- ・ YNO で利用する YNO 対応ファームウェアの全部または一部の修正、改変、逆コンパイル、逆アセンブル、その他リバース・エンジニアリング等を行う行為。
- ・ YNO のライセンスおよび YNO 対応ファームウェアを第三者への譲渡、頒布、流布、その他著作権を侵害する行為また侵害の恐れがある行為。
- ・ YNO の運営を遂行するために構成されるサーバーもしくはネットワークを不正に妨害、混乱させる行為。
- ・ 故意や過失を問わず、上記各項のほか法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為またその違反の恐れがある行為。
- ・ その他、ヤマハが、合理的理由において不適切と判断する行為。

➤ 第8条（責任の制限）

- ・ ヤマハは、YNO およびライセンス、YNO 対応ファームウェアの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、法令上認められない場合を除き、いかなる保証も行わないものとします。
- ・ お客様は、YNO 対応ファームウェアのダウンロードおよびインストールについてお客様の自己責任で行うものとし、ヤマハはその完全性や正確性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
- ・ お客様は、YNO の設定、アカウント情報の管理についてお客様の自己責任で行うものとします。
- ・ YNO の提供、遅滞、変更、中止および廃止、YNO を通じた情報等の消失ならびにその他関連して発生したお客様の直接的、派生的、付随的または間接的損害について、通常もしくは特別の損害にかかわらず、たとえそのような損害の発生や第三者からの賠償請求の可能性のあることについて予め知らされた場合でも、ヤマハに帰責事由がある場合を除いて、ヤマハはいかなる補償も行わないものとします。また、YNO の利用においてお客様同士あるいはお客様と第三者間でトラブルが発生した場合、ヤマハは一切責任を負わないものとし、万一トラブルが発生した場合はヤマハを含まない当事者間で解決するものとします。なお、YNO の利用に関し、ヤマハが損害賠償責任を負う場合、ヤマハの故意ま

たは重過失がある場合を除き、お客様に直接生じた通常の損害に限られ、派生的、付随的、間接的損害または特別損害は含まないものとし、お客様が支払ったライセンスの対価の総額を限度として、責任を負うものとしします。

- ・ ヤマハは、YNO の日本国外での使用について一切のサポート、保証をしません。

➤ 第 9 条（損害賠償）

- ・ お客様は、YNO の利用においてお客様の責めに帰すべき事由によりヤマハに損害を与えた場合、ヤマハが被った一切の損害を賠償するものとしします。

■第 4 節 中止および変更

➤ 第 10 条（YNO の中止）

ヤマハは、以下の事態が発生した場合、お客様へ事前の通知を行うことなく YNO の全部または一部を中止または停止できるものとしします。そしてそのような中止または停止を行った場合、ヤマハはお客様その他の第三者に対し、いかなる責任も負わないものとしします。

- ・ ヤマハが管理する設備（サーバー等）を提供するために必要なシステム（ソフトウェアを含む）の点検や更新を行う場合
- ・ ヤマハに火災、停電、天災、労働争議、戦争、テロ、暴動その他の不可抗力または第三者による妨害やその他不可抗力による非常事態が発生または発生する恐れがあり、YNO の提供が困難に陥った場合
- ・ ヤマハが YNO の運用上あるいは技術上の理由により、YNO の中止および停止が必要と判断した場合

➤ 第 11 条（YNO の変更）

ヤマハはお客様へ事前の通知を行うことなく、YNO の全部または一部を変更および追加できるものとしします。

■第 5 節 契約の終了

➤ 第 12 条（ヤマハによる解除）

ヤマハは、以下の事態が発生した場合、お客様へ事前の催告なく YNO の提供を停止または終了できるものとしします。

- ・ お客様が、本規約に反する行為をし、または違反状態に至った場合。
- ・ ヤマハが、事由の如何を問わず YNO の提供を継続できないと判断した場合。
- ・ その他、ヤマハが、お客様に対し YNO の利用を継続するのに不相当であると判断した場合。

➤ 第 13 条（提供終了後の措置）

ヤマハは、YNO の提供を停止または終了した場合、お客様その他の第三者に対し、いかなる責任も負わな

いものとしてします。

■第6節 一般事項

➤ 第14条（権利の帰属）

YNO および YNO に付随する以下の一切の権利は、著作権法その他の法律により保護され、ヤマハまたは原権利者に帰属するものとしてします。

- ・ ヤマハが作成する資料等の著作権
- ・ 特許権
- ・ 商標権
- ・ 意匠
- ・ その他知的財産権

➤ 第15条（譲渡の禁止）

お客様は、本規約に特段の定めのない限り本規約に基づく権利義務の一部または全部を、第三者に利用させる行為のほか、譲渡、貸与または質入等の担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとしてします。

➤ 第16条（準拠法）

本規約は、日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈されるものとしてします。

➤ 第17条（合意管轄）

本規約または YNO の利用に関連して、万が一ヤマハとお客様との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてします。

■第7節 個人情報の保護について

➤ 第18条（YNO を利用されるお客様の個人情報について）

ヤマハは、下記の個人情報保護方針に沿って、お客様の個人情報を取り扱います。

<https://www.yamaha.com/ja/privacy-policy/>

➤ 附則

1. 本規約は、2016年6月1日に発効します。

2. 2016年7月29日に、本改訂版を施行します。
3. 2020年3月27日に、本改訂版を施行します。
4. 2025年12月11日に、本改訂版を施行します。

以上

ヤマハ株式会社